

第6回
道州制ビジョン懇談会

平成19年6月5日(火)

内閣官房 副長官補室(道州制ビジョン)

午後 5時02分開会

江口座長 それでは、大臣の時間がちょっとかかりそうですので、大臣がお見えになったらすぐに大臣にごあいさつをいただくということにいたしまして、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第6回目の会合を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、本当に御参集いただきまして、いつもいつも熱心に御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

今日は議事の1番目ということで、北海道で行われました道州制シンポジウムについて、いろいろと御尽力いただきました南山委員の方から、どんな状況であったのか、どんな雰囲気であったのか、どんな御意見が出たのかというようなことなども含めて、お話をいただきたいというふうに思います。これから次々に各地でこういうシンポジウム、意見交流会というものが開かれるということになります、その先鞭をつけていただいたというように、特にできれば詳細にわたって御説明いただければというふうに思います。

では、南山委員、よろしく願いいたします。

南山委員 ありがとうございます。

北海道経済連合会の南山でございます。

今、座長からお話がありましたように、先般行われました北海道ブロック協議会主催によりまず道州制シンポジウムについて報告をさせていただきます。

今回の主催元であります道州制北海道ブロック協議会というのは、北海道の中の経済団体、あるいは一次産業団体、行政等、全体で13の団体から構成されております。4月10日に設立して、シンポジウムの開催に向けて準備をしてきました。

シンポジウムはお手元に資料が配られておりますが、資料1と書いた紙の次のところに「道州制シンポジウム」概要報告、上から4枚目ぐらいかと思えますけれども、それからその次に道州制シンポジウム意見・質問一覧というのがお手元にあるかと思えます。

これで尽きるわけでありませうけれども、5月26日、土曜日でした。午後2時から、札幌のグランドホテルというところにおいて、渡辺大臣、それから江口座長、鎌田委員、それから北海道の高橋知事に出席いただきまして、参加者としては280人ぐらいの参加を得ました。

最初はシンポジウムに参加される方がいろいろやって200人ぐらいかなというふうに思っていたんですけども、インターネット等による公募の効果もあって、当日は280名ぐらいいらっしゃって、ある意味では大変活気あるシンポジウムだったというふうに思います。

議事の内容は、最初は御出席いただいた4名の方から1時間程度お話をそれぞれいただいて、その後参加者と活発な意見交換ということで実施されました。

中での意見はこの2枚目のホチキスでとじたものに詳しく書いてございますけれども、大まかなところを御紹介させていただきますと、一つは地方活性化に役立つためには、権限の移譲と財源の移譲、これが同時に行わなければならないという御意見であります。と

いうことは、自主財源の確保はもちろんのこと、道州間の財政力の格差、これの調整を行うこと不可欠でありますというお考えで、具体的な例として、今の企業の本店の偏りから、企業内会計のせいもあるわけですが、価値が地方にある工場等で生み出されているにもかかわらず、法人税はもちろんでありますけれども、従業員の源泉徴収の所得税、あるいは消費税等、本店所在地で納付されると。そういうことで、例えば平成14年度を見ますと、全国で1人当たり所得税の納入額というのは14万円だったんですけれども、千代田区、これは4万2,000人の人口ですけれども、1人当たり2,923万円と画然たる差があると。このような税の仕組みがあるわけですが、一般に東京で発生した国税を地方のために交付税として配分しているという、ある意味では必ずしも正しくない認識が大都会にあるということで財源の調整は非常に大事なことであるというお話がありました。

それから、もう一つは道州制ビジョンの論議と道州制特区の論議、地方分権推進の論議が並行して進んでいるように感じると。並行というのはばらばらということかもしれませんが、それからこれは当然一つの線上にあるものだと考えているけれども、道州制のビジョンというのが明らかになって、初めて取り組むべき分権とか特区のテーマというのが、すなわち具体的に組み込んでいく事柄というのが明確になっていくのではないかと、この御意見がございました。

次は道州制は国の形の見直しであるということをもっと前面に出すべきであると。また、財源格差の調整は国が担うべきではないかという御意見です。

それから、次は中央省庁も含めた国全体としての幅広い道州制論議がなされるべきである。

同時に、基礎自治体のあり方についてももっと具体的な議論がなされるべきではないかと、この御意見です。

それから、次に議論はされているんだけど、農業政策にどのような影響が出るのか、ちょっと実感がわからない。地域住民にとってどのようなメリット、デメリットがあるのか、わかりやすく説明することが必要ではないかと。農業だけ考えても、北海道で言えば気象条件とか営農の形、大規模な農業が多いということがありますが、それから消費地からの距離等、ほかのところとは非常に条件が大きく異なっている。そういう中で、全国一律の農政ではなくて、地域の実情に応じた農業政策を展開する上で、道州制というのは一つの方策ではないかという御意見がございました。

それから、また地方分権、それから地域主権、これは制度として確立するためには、現在の国の権限、あるいは役割をどのように縮小するかといいますか、それが明らかにならないといけないのではないかと。省庁の解体、再編というのは必然的なものではないかと、この御意見です。

同時に、県の合併によって州をつくるという意味では、これは分権とは趣旨が異なるのではないかと。言ってみれば、国の体制を地域、地方に奉還するというのを最優先に議論すべきではないかと、こういったこと等々、多くの御意見がございました。

出席していただいた道民の方々、道州制については相当突っ込んだ考えを持って臨んでいただいたのではないかとというふうに思われます。そういう意味では、我々としては大変心強く感じたところであります。

今後はこの道州制についての理解を深めていって、そういう方をいかに多くしていくかが我々の課題だというふうに考えております。

また、この道州制特区についても、地元の高校生にも参加いただきまして、例えば高校生版のサマータイム、高校生だけ1時間、時間を早くして早く終わるといような、こういうこともいいんじゃないかと、これは名前が非常によく「青春時間」と言っていましたけれども。

それから、お手元の資料の最後の方にかなりたくさん書いてございますけれども、北海道農業局等々、高校生の意見というのが最後の方に載っています。これはたくさんありますので、一々読みませんが、外国に留学した経験のある高校生が外国の例なんかを参考に、こういうことを我が国でも考えるべきではないかということで、たくさん意見が出されております。

さらには特区に関して、北海道は道州制の単なる実験場ではなくて、ほかの地域が絶対取り入れたいと言われるようなモデルになるべきだといような力強い発言もありました。道州制とか道州特区に対しての期待というのは、大きいものがあるというふうに感じました。

今回のシンポジウムは、今後我々道民の議論を深めていくためには大変効果的であったと、非常に活気のあるシンポジウムが開催できたということで、御出席いただきました皆様、それから開催に協力いただきました内閣府の皆さん、北海道の主催者を代表いたしまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

江口座長 どうもありがとうございました。

本当に大臣も行っていただきまして、私も行きましたけれども、少なくとも私の予想をはるかに超える大会場というように感じて、こんなにたくさんの人たちに興味を持っていただけたのかなということと同時に、たくさん質問が時間が足らなかったくらい出ていて、結局ペーパーに書いてもらって出してもらおうといようなことで、非常にいい、すばらしい意見交換会だったんじゃないかなと思いますけれども、特に高校生という、あれは大変私もおもしろかったといようなか、高校生がこういう道州制に興味を持って、そしてああいう何百人といようなところで手を挙げて意見を言うといようなことも、私は感心しまして、北海道でもっともっと道州制が根づいていくといような方向で進んでいけばいいなというふうに本当に思いました。南山委員には大変お力添えをいただいて、本当にありがとうございました。座長として心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは、ただいま渡辺大臣がおいでになりましたので、ここで大臣も北海道のシンポジウムに参加もされておられますので、それも踏まえて一言ごあいさつを賜りたいという

ふうに思います。

よろしくどうぞお願いします。

渡辺大臣 南山委員には大変お世話になりまして、北海道のシンポジウムを第1回目として大変成功裏におさめていただくことができたと思います。本当にありがとうございました。また、江口座長、鎌田委員にも一緒に参加をしていただきまして、大変ありがとうございました。

私も第1回目ということだったものですから、ブレインストーミング用としてはかなり過激な話をさせていただきました。例えば、北海道の埋もれたお宝の一つが観光だと思うんですね。北海道の観光をくまなく回ってみたら、これはすごいお宝だらけなんですけど、もっと観光客を呼び込むにはどうしたらいいかと。

1つは、入国管理を北海道でやってしまうと、こういう話なんですね。これは天地がひっくり返るような今の仕切りではそういうことになるかと思えますけれども、でも北海道が入管業務をやっても不正入国とか、日本国民に迷惑をかける話はありませんよというところは北海道で考えてもらわないといけないわけですが、そういうたぐいの話から始まって、非常にいいシンポジウムだったと思います。

先ほどの高校生の皆さんとも、実は終わった後でお会いをいたしました。そのときに、高校生たちがサマータイムを提案したんだけど、なかなか難しそうだなというので、彼らなりに「青春時間」と、こういう提案をしてきたわけですね。ですから、私が高校生たちに申し上げたのは、大人というのにはできない理屈の大天才という人がたくさんいるんだよ。だから、きみたちもそう簡単に「青春時間」であきらめなくていいから、もっとどんどんできない理屈をはねのけて提案したらいいですよということは、終わった後の高校生とのインタビューで申し上げてきましたので、御報告をさせていただきます。今日も鎌田先生からフランスの話が聞けるといっているので、大変興味深くやって参った次第でございます。

それから、これから北海道を皮切りに東北、中国、四国、九州、シンポジウムを立て続けにやっていただけるということでございますので、私も時間のあく限り参加をさせていただきたいと思います。私がなかなか難しいときには、選挙も多分終わっているでしょうから、林大臣の方で対応させていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

江口座長 大臣、大変ありがとうございました。

ブロック協議会がそれぞれの地域で開催していただくシンポジウム等の状況については、今、大臣からお話もありましたけれども、お手元の資料1にそのスケジュール表というか、実施状況ということで掲載しておりますので、それをごらんいただきたいというふうに思います。

北海道では、鎌田委員がわざわざ北海道まで飛んでいただきましたけれども、ほかの先生方もそれぞれのブロックごとで行われる協議会、シンポジウムにそれぞれぜひ御参加い

ただきたいなというふうに思いますので、もしお時間、またお気持ちのある先生方はこのシンポジウム、少なくとも1回は御参加いただき、御尽力をいただければ大変ありがたいというふうに思っておる次第でございます。できるだけ8月、9月ぐらいまで、できれば10カ所近くこうしたシンポジウムを開きたいというふうに思って、北海道の先ほどの南山委員のレポートにもありましたけれども、非常にいい意見、本当に国民の方々は真剣に道州制に取り組んでいるというか、考えていただいているなということがよくわかりましたので、ぜひ皆さん方、委員の方々、お力添えをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に議題の2番目でございますけれども、今日は鎌田委員に北海道に続きまして、またまたお願いをいたしておりますが、フランスの州制度ということについてお話しというか、御教授をいただきたいというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。25分程度お話し賜ればと思います。よろしくどうぞ。

鎌田委員 お手元にレジユメが届いているかと思いますが、それから別刷で書いたものをコピーをとって配付をしていただきましたので、時間がありましたときに御一読いただければと思います。

今日はフランスの州制度についてお話をさせていただきたいと思いますが、レジユメに沿ってお話をしますと、なぜフランスの州制度かということなんですけれども、これはこのビジョン懇談会で道州制に関していろいろ議論をしておりますし、これからもするわけなんですけれども、一体州というのはどういうことをやっているのか、どういう役割に担っているんだろう、どんなふうになっているのかというあたりを具体的なイメージを少しつかむ手がかりになったらという思いで報告をさせていただきます。

フランスを取り上げた理由は、日本と同じ単一主権国家である。連邦制をとっていないということですね。それから、中央集権体制をずっと敷いてきた国で、今日本もそうですけれども、分権改革にフランスも取り組んでいるということで、共通点がいろいろあるということもありますので、フランスの州制度に関して取り上げてみたいと思った次第です。

次の項目ですけれども、フランスの地方制度と地方分権改革、これは州制度を後でお話ししますけれども、その前段としてフランスの地方制度と今申し上げました分権改革の状況というのはどういうふうになっているのかというのをとりあえず御参考までにお話しをしたいと思います。

フランスの自治体は基礎自治体、これはコミューンです。コミューン、市町村、日本では政令市とか町、村と分かれていますけれども、フランスではコミューンと一括して呼んでいます。これが3万6,000以上あります。そのうちの90%近くが人口2,000人未満ということで、非常に小さなコミューンがたくさんあるということです。人口10万人以上は36、パリは中でもけたが一つ違って大きなところですね。

このコミューンが都市計画、それから小学校の施設整備、学校関係は教員はすべて国家公務員なので、給料は国が払っていますので、施設整備に関してコミューンが権限を持っているということです。

それから、上下水道の供給、整備、それから家庭ごみの処理などが主な仕事です。

県はデパルトマンですけれども、これは本土、コルシカ島を含めてですけれども、96です。旧植民地などを入れると100になりますけれども。県はフランス革命後に県の中心地から48時間以内に馬車で往復できる区域ということを中心に念頭に置いて設定されています。ということで、地図を見ていただければわかるんですけれども、フランスの県の規模、面積はほぼ似たりよったりになっています。

県の権限は社会福祉が中心ですね。これは後で言いますけれども、分離型で権限が重なっていない、それぞれが少しずつやるというんじゃなくて、県に対して社会福祉関係の権限は一括して渡されているということです。特に日本の生活保護に類似しましたRMIという制度があるんですけれども、社会参入最低限所得保障ということなんですけれども、そういうRMIを中心に、福祉の仕事を県が担っているということです。

それから、学校関係では県は中学校の施設整備を担います。後から申し上げます第2次分権改革で権限がかなり強化されています。

州（レジオン）ですけれども、州は22です。これは海外州を入れると24になります。主な権限としては、経済開発と地域整備、それから学校関係では高校の施設整備ですね。

それから、フランスの国鉄から移譲を受けて、州の旅客鉄道の運行というのをやっています。フランスに行かれて鉄道に乗った方も多いと思いますけれども、州の略字がついた車両が走っています。

それから、職業訓練の権限がある。これはこの間の分権改革で一括して移譲されています。

いずれの自治体でも、日本の場合は二元代表制で首長と議会の議員は住民が直接選挙をしますけれども、フランスの場合は議員を住民が直接選挙する。それで、議員の互選で議長が選ばれるんですが、その議長が執行機関になる、長になるということです。そういうことで、日本風に言えば市町村長、あるいは県知事、州知事ということになると思いますけれども、いずれもこれは議長が担うということになります。そういう意味では、議院内閣制に似ている形態を考えていただければいいと思います。各自治体の執行機関では、副議長が非常に多いんですね。各部門を担当してまして、助役となって職員を指揮、監督するという形になっています。

権限配分は先ほど言いましたように分離型です。国とコミューン、それから国と県、国と州が並列の関係になっているということで、これは言いたいのは、日本と違って国、都道府県、市町村の縦の系列ではないというふうに理解していただければと思います。自治体が例えば県がどこかのコミューン、あるいは州がどこかの県を後見監督するというようなことは、これは憲法でも禁止されています。ただ、特定の共同事業をやる場合に、どこかの自治体が指導的な役割を果たすと、リーダー的な役割を果たすということは可能です。

フランスの地方制度のもう一つ大きな特徴は広域行政組織、共同体としてありますけれども、これは日本の広域連合に似ているんですが、課税権があるのが特徴です。現在も

2,500以上ありまして、全市町村のコミューンの88%と書いてあります。人口でも84%がこの共同体に参加しているということで、共同体の役割が非常に重くなってきています。こういうことから、フランスの地方制度は「3・5層制」、コミューン、県、州がある、その間に広域行政組織がそれなりの役割を担っているという意味で、「3・5層制」と言われることがあります。

地方分権改革ですけれども、第1次分権改革、これは1980年代にミッテランの社会党政権時代に行われたことを指しています。フランスも60年代、70年代からいろいろな改革が行われてきてはいるんですけれども、この時代に、ミッテラン社会党政権時代に行われた改革がかなり大がかりで、それまでの改革を束ねる、集合するような、そういうこともありましたので、第1次分権改革というふうに呼ばれています。

1982年に地方分権法が施行されているんですが、この中で官選知事、日本でも戦前官選知事と言われましたけれども、プレフェですね。官選知事が自治体に対する事前のさまざまな監督の権限を持っていたんですが、その監督の権限が廃止されました。それから、県会議長に県の行政執行権を移譲しています。ということで、ここで県を含めた自治体が初めて独立した自治体になったと言えらると思います。この法律で州が正式の自治体になっています。

それから、第2次地方分権改革なんですけれども、これは今進行中なんですけど、2003年3月にフランスは憲法を改正しています。これは政権はもう変わりましたが、シラク保守政権のラファラン首相が推進したものだんですけれども。憲法の基本原則を定めた第1条があるんですが、この中に「共和国の組織は地方分権化的とする」という規定が盛り込まれました。ということで、マスコミ的に言えば、地方分権国家をフランスが宣言したと、そういう意味合いがあるかなり大きな規定になります。また州が正式に自治体として規定されています。

それから、補完性の原則が導入されていますし、財政自主権の規定も入っています。ここに書きましたけれども、「国から地方への権限以上には財源の移譲を伴う」と。特に独自財源と言ったらいいんでしょうか、自主財源と言ったらいいんでしょうか、税収を含めた固有の財源が一定の割合を占めるような財政制度にするということが決められています。あとは実験制度とか住民投票制度の規定も憲法の中に盛り込まれています。

現在の分権改革は分権の第2幕というふうによく言われています。これは第1次分権改革に次ぐという意味で、フランスでは演劇が非常に盛んならしくて、その演劇というのは大体3幕ものが多いらしいんですが、ですからいずれ3幕があるんじゃないかというような、そういう見方もあるようですけれども、とりあえず現在は分権第2幕が進行中です。

特にフランスの分権改革というのは、ヨーロッパレベルでEUが発足しているということがかなり憲法改正を含めて分権の加速ということに影響があるというふうに使われています。

2004年7月に地方自由責任法、これは第2次の権限移譲法と書いてありますけれども、

この中で県と州への権限移譲が中心になっています。特に県には国道の維持管理、それからRMI、これはこの法律の前までは国と県が共管をしていたんですけども、一元的に県の権限になったということです。それから、州に対して職業教育の権限、それから人の移管なんですけれども、国道の職員、これは3万5,000人、それから学校関係職員、これは中学校、高校もありますので、県と州ですけれども、9万5,000人、合わせて13万人を地方に移管するということです。それから、財源としては石油製品内国消費税などを税源移譲で賄うということになっています。

権限移譲に伴う財源に関して、その計算ですけれども、これは日本にはない組織で地方財政委員会というのがあるんですが、日本の交付税、地方交付税の配分に当たっている委員会ですけれども、ここに設置した負担評価諮問委員会が計算をして、これくらいの財源が必要だということをやっている、そういう役割を担っています。

それから、今日の本題の州制度になりますけれども、ここに経緯を書きましたけれども、フランスの場合はもともとは国の言ってみれば総合計画の計画区域として設定されているわけです。56年に初めて設定されています。

その動機ですけれども、パリへの人口、産業の一極集中を抑制すると。それから、国内の地域の格差是正を目的にするということで、こういう計画区域が設定されました。

基本的には、大都市を中核にした社会経済圏というような形でつくられているんですけども、今申し上げましたパリの影響力をできるだけ削ぐという意図で、御存じだと思いますけれども、パリの近くにはパリを含めてイルドフランス州というのがあるんですが、この区割りをできる限り小さくしようということで、北部の方にはピカルディ州、それから南部にサントル州を配置したといういきさつがあります。

それから、この計画区域が64年には国の経済計画の区域として州、レジオンという形になっているわけです。ここに州の地方長官、それから州経済発展委員会を設置していますが、ちょっとお断りしますと、州地方長官は今も実は各州にいるんですけども、後で申し上げますローヌ・アルプ州の場合には、ローヌ県の地方長官を兼ねています。そういう大きな、いわゆる県都にいる県の地方長官がその州の地方長官を兼ねるという形になっています。1972年には、その州が公施設法人、ですからまだ自治体ではないんですけども、公施設法人になりました。このときに、これはごめんなさい、ちょっと誤字になっていますが、直接選挙によらない議決機関として州の評議会が設置されています。それから、諮問機関として経済社会委員会、これはプレフェが兼任ということで、政府任命の州地方長官が執行機関になったということです。この当時、イルドフランス州で166万、それからコルシカ州で25万人、大体100万人から300万人を想定してつくられたというふうに言われています。

先ほど申し上げましたが、1982年の地方分権法で正式に州が自治体になりました。ここで州議会議員が公選で選ばれるということになりまして、州議会議長は知事、議員の公選で議長が知事として執行機関になるということです。

1986年、4年後に最初の州議会選挙が行われています。私が2004年5月にローヌ・アルプ州に行ったんですが、このときの議長、ケランヌさんという方ですけれども、フランスの州が成人を迎えたというふうに発言をされましたが、これはどういう意味かということ、フランスは18歳で選挙権があるんですね。ですから、2004年ですので、ちょうど18年ということで、成人になったんだと、そういう意味合いでおっしゃったわけです。

ちょうど私が行く2004年5月の2カ月前の3月の州議会選挙で、本国22州のうちの20州で社会党議長が誕生したということがありました。これはフランスでは大変な革命に匹敵するような大事件というふうに話題になりまして、国家に対抗する権力が登場したというような、そういう取り上げ、報道もあったようです。

実際に、このときは分権改革の特に権限移譲に伴って財源の確保が国会でもかなり焦点で論議されていたんですけれども、20州の社会党議長がそろって政府に対して財源の確保を要求した。こういう報道がありましたので、これはたしか首相官邸に乗り込んだようです。ということで、州が初めて国民の注目を集めたというようなことでも話題になっています。

州と国との関係ですけれども、国・州計画契約というのがつくられています。これは期間は5年間で、この間に国と州の協力で州内のどういうふうに戦略的に開発するかという、そういうプロジェクトを盛り込んで、資金の計画などを国と州間で契約するという、そういう仕組みですね。これは2007年からはプロジェクト契約ということで、また新しいスタートを切っています。

州の役割ですけれども、地域の活性化にいろいろな取り組みをしているのですが、企業への助成に当たっては、県は単独では助成できない。コミューンもそうですけれども、必ずその場合は州と契約を結んで、州の助成を補完する形で助成できるという、そういう仕組みになっています。それから、州の役割としては、欧州連合がいろいろ各地域に対する開発のための構造基金を配っているんですが、その管理を州が担うということになっています。

今申し上げた経済開発をめぐることは、州と県の間では結構熾烈な主導権争いが起きています。後で時間がありましたらまた御紹介しますけれども、ローヌ・アルプ州とローヌ県、これはリヨンがあるところですが、ローヌ県の間でも権限争いというのは結構起きている。

「州はヨーロッパで活動できる最適のサイズ」と書きましたけれども、EUが発足して域内の商品と資本の移動が自由になったわけですね。企業は販売市場が近くて、交通基盤が整備されて、いい人材が確保できる地域であれば、国を問わないで立地すると、そういう傾向がかなり強まっています。その結果、特に州レベルでの地域間競争が激しくなっています。ということで、州の規模が基盤整備とか企業の投資を呼び込むのに適しているというふうにEU域内では考えられるようになっておりまして、このため国が各国が専門機関を設置して、州間競争を支援すると、そういう形が見られます。

具体的にローヌ・アルプ州の事例ですけれども、ローヌ・アルプ州は皆さんこれはリヨンが州都、ローヌ県の県都ということになりますので、リヨンに行かれた方は少なくないと思いますけれども、ローヌ・アルプ州は今人口560万、もっと増えているかと思いますが、とりあえず565万というふうに申し上げておきます。面積は4万3,000平方キロです。スイス、オランダ、ベルギーに匹敵すると。人口はデンマーク、フィンランドにほぼ肩を並べるといぐらいで、欧州では大きな州に入りますし、フランスの州の中ではイル・ド・フランス州に次いだ規模ということで。そして地域的にもこれは御存じだと思いますけれども、スイスだとか北イタリアの工業地帯にも隣接しているということで、ヨーロッパのほぼ中心にあるわけですね。ということで、地の利があるということもあります。それから、皆さん御存じのようにボジョレーヌーボーを含めたワインの産地、それからミネラルウォーターで言えばエビアン、こういう食が非常に豊富なところです。それから、このローヌ・アルプ州でグルノーブルを含めて冬季オリンピックを3回開いています。フランスで開催した3回の冬季五輪はすべてローヌ・アルプ州で開催しているということで、アルプスも抱えているところです。

古くからは絹織物が産業だったんですけれども、最近はこの絹織物産業をベースにして化学、いわゆる染めるという、そういうところから化学の産業が発達して、近年ではヨーロッパ有数のバイオテクノロジーの産地、産業の集積地になっています。たびたび申し上げているローヌ県を含めて、8つの県で構成しています。

州議会ですけれども、議員の数は157人です。先ほど申し上げましたけれども、州の議長が社会党の議長が20人そろって首相官邸に詰めかけて、分権に関して要求しているというようなことを聞きまして、このときにこういう劇的な変化を聞きまして、日本に将来道州制が導入された場合、道州の知事がこぞって中央政府に対抗するというような、そういう政治的な緊張関係というのが生じるのかなと、生じるかもしれないと、その場合、日本の政治状況というのはどういうふうになるのかなとこのことをちょっと考えた次第です。

ローヌ・アルプ州の職員は1,000人です。これは学校職員の移管などが進んできていますので、現在はもうちょっと増えていると思いますが、2006年度の予算で18億7,700万ユーロ、大体3,000億円ぐらいでしょうか。そのうち投資が40%を占めています。

ちなみに、ローヌ県は職員数が3,800人ということですので、規模から見ると県と州の規模が逆転していると言ったらいいんでしょうか、そういう意味では州は非常に簡素な組織となっているということがおわかりいただけるかと思います。

経済開発に関連して、ローヌ・アルプ州国際事業団、これはE R A Iと書いてありますけれども、これがローヌ・アルプ州の経済開発、特に海外の企業誘致、それから州内の企業の海外進出、製品の輸出促進の中心になっている組織、機構なんですけど、公社組織です。東京にも事務所があります。海外のいろいろなところに事務所を設けて、民間からマーケティングにすぐれたスタッフを高給、かなり高いサラリーで雇って企業誘致に当たってもらっているということです。

グルノーブルというところにミナテックという、企業の関係の方でしたら御存じの方もいるかと思いますが、マイクロ・ナノテクノロジー分野のこれは産業クラスターですね。フランスが国を挙げて全国に67の産業クラスターをつくったんですけれども、そのうちの一つですけれども、特に重点的に指定した15のうちの一つということで、EUでは最大のマイクロ・ナノテクノロジー分野の集積地を目指しています。特にここはE R A Iが中心になりまして、日本の企業の誘致活動に非常に熱心です。私が行った2004年5月の直前に日本の富士通だったりNECとか、そういう先端情報通信企業の訪問調査団を招いたということを聞きました。それで、各企業がどういう分野に特に関心を持っているかというのを事前に聞いておいて、来られた担当の部長とか課長、あるいは役員に直接ここではこういうことを提供できるというような、そういう説明をしたというのを聞きました。

去年はこれも御存じの方も多いかと思いますが、東京と大阪で誘致の大々的なキャンペーンをやっています。このときには対仏投資庁というのがあるんですけれども、その長官もたしか来たんじゃないかなと思います。

ほかの州もこういう先ほど大臣からありました観光とか、企業誘致のキャンペーンで日本に続々来ています。去年はイル・ド・フランス州、それからアキテーヌ州。ブルターニュ州というのは、世界遺産があるモン・サン＝ミッシェルがあるところですが、ここは具体的な観光ツアーのプログラムまで用意して、日本の観光客誘致に積極的になっています。

ということで、こういうフランスの状況を見ますと、日本の場合、都道府県ではエリアが狭いのかなということを感じたりしています。

高等教育・研究機関への財政支援のところですが、これは州内にあるグランゼコール、フランスは何かにつけてエリートを養成するエリート学校が幅をきかせているところですが、エリートの科学研究者を養成するところでINS Aというのがあるんですけれども、それがリヨンを含めて国内5カ所あります。リヨンにあるINS Aという大学が一番古くて伝統があって、ナンバーワンと言われているらしいんですが、ここで大学の教授からいろいろ関係を聞きました。最近はこの大学に州が助成をしていると、それから留学生寮の建てかえ、キャンパスの整備などを支援しているということを聞きました。

先ほど申し上げましたように、フランスは教育に関しては国家教育省丸抱えなんですけれども、実はお金がなくて大学と個別に契約を結んで、研究費は4年間でこれくらいということをやっているんですが、実はそういうふうに結んだお金が来ないということがあるらしいんです。その中の一部で国際関係費という国際交流関係の費用ですけれども、実はこの費用の一部を州がたまたま助成をしていて、国から来なかったときは州の助成費用で何とか運営できたということを教授は言っておりました。

ということで、こういう大学があることによって、この大学は日本だと東北大学の研究機関と交流などを行っているんですけれども、海外からの留学生をたくさん受け入れているわけですね。優秀な学生を受け入れて、卒業後その州内の企業に就職するというケース

がかなり多い。人材確保の面でむしろ豊富な人材がいますよ、というアピールが外国の企業の誘致の場合できるということで、州の経済発展につながる。高等研究機関に対する州のかかわりというのが非常に密接になってきているというのを感じました。

もう時間がなくなりましたので、最後の項目で参考になること、ならないことということでここに書いてありますけれども、これは日本のこれからの道州制を考える上で、フランスの州制度でこういうことは参考になるかな、こういうことはならないかなという意味で、ちょっとかいつまんで書いていただけなんですけれども。最初に参考になることを申し上げますと、今お話ししましたように、州の機構というのは非常に簡素です。規模が小さいということが特徴です。これはもともとの由来にもかかわるわけですが、いずれにしても小さな機構で出発しているということが挙げられます。日本の場合、中央の出先機関と都道府県の統合という、このところは非常に大きな課題だと思いますけれども、悪くするとばかどかい機構になりかねないというところがあるのかなと。その場合に、フランスのそういう簡素な機構というのは非常に参考になるかなというふうに思います。

それから、もう一つはパリの一極集中排除、それから格差是正がもともとの州の出発だったということになります。これは日本でも東京の一極集中をどうするんだと。それから、先ほど南山会長からもお話もありましたが、北海道の札幌でのシンポジウムでも格差の是正というのが会場の非常に強い関心があったわけですが、こういうところで州というのをどう役割、位置づけをするのかというのは、フランスの州制度に学ぶべきところがあるのかなというふうに考えます。

機構が簡素だということは、権限が非常に限定的だということですね。経済開発、それから職業訓練というような仕事に、言ってみれば特化しているということです。特に日本でも地域の経済、地域の活性化をどうするというのが非常に大きな関心になっていきますけれども、フランスの場合はEUの地域間競争という、そういう外部的な要因もありますが、いずれにしても州が経済開発、経済計画を一手に担っているという、そういうところが特徴だと思います。

参考にならないというところは、これはつけ足しのような形ですが、二元代表制をとっていませんので、執行機関が異なるわけですね。ですから、このあたりが日本では日本の統治機構、州の機構を考える上で参考にするということもできるかと思いますが、とりあえずは執行機関が異なりますよということを申し上げておきたいと思います。

それから、フランスのことを御存じの方も多いと思いますが、独特な兼職制度があります。例えば、ローヌ・アルプ州の議長、知事のケランヌさんという方は、下院の国民議会の議員も兼ねています。というようなことで、フランスの国会議員はどこかの県の議長をやっていたりすると。それから、州の議員の中にはコミューンの議長をやっているというような、そういう独特の兼職制度があります。これは考えようによっては、地方の政治家を養成する一つの役割もあるんですけれども、フランスでも兼職というのはおかしいという意見がだんだん強くなってきていますので、基本的にはなくなるというも一遍には無

理だと思いますが、いずれにしてもこのところは余り日本は考えなくてもいいのかなというふうに思います。

以上です。

江口座長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問や御意見のある方、御発言をお願いしたいと思いますけれども、岩崎委員、いかがでしょうか。

岩崎委員 州は、国の地域計画区域として出てきて、今は自治体になっていますが、そこに至るまで四半世紀以上経っているということ、その時間のかけ方が印象的です。今日の資料にはございませんでしたけれども、ドゴールを退陣に追い込んだのが元老院と州の改革にかかわっているということ、既存の地方制度の上にある力を削ごうとするとドゴールですら退陣に追い込まれたということをお出ししておりました。

質問をさせていただきたいのですけれど、第2次分権のところ、2ページ目の上の方で13万人を地方に移管ということですが、第1次分権の際にはどのくらいの国家公務員が地方公務員化したのでしょうか。なぜそういう質問をするかと申しますと、私の理解ではフランスはディコンセンレーションといいましょうか、官治分権のシステムがすごく強いところで、行政ラインは任命の知事がいて、実際の執行は国のフィールドサービスつまり出先機関がずっとやってきた。地方を国の決めたことを執行するエージェントとして使わず、彼らは独自にそういう自分たちのフィールドサービスを持っている。自治のラインのディセントラリゼーションと官治のラインのディコンセンレーションがある二本立てになっていました。80年代の地方分権改革はディセントラリゼーションの改革ですが、たしか政権がかわってしまった後、保守の方に戻っていくと、ディコンセンレーションの方の法律もでき、それを強化していると思います。ですから、日本が出先機関をどうするかということを考えなければならないのなら、フランスのこの二本立てがディセントラリゼーションの方が強くなる形で変わっているのか、国のフィールドサービスを地方公務員化しているのかどうかというのを知ることは、重要だと思うので、そのところを教えてください。たとえ違う国でも参考になることが多いのかなという気がします。

それから、フランスの地方分権改革は制度から見ると、減らすのではなくてつけ加えるような改革だったのですね。コミューンが3万6,000そのまま、県96そのまま、その上に22のレジオンを自治体化するわけですから。日本の行政改革指向からいくと全然違う方向というのもちよっと気になるところであります。

江口座長 鎌田委員、よろしくどうぞ。

鎌田委員 最初の御質問のところは、御指摘のように地方分権化と同時にフランスでは国の地方出先機関が猛烈な勢いでふえちゃうんですね。これは日本でも同じことで、むしろそっちの方が一つの州の中に40とか60とか、多分細かな数え方にもよるんでしょうけれども、日本よりもはるかに複雑に地方の出先機関があるという状況は、今もそれほど変わっていないわけです。だけれども、地方長官がいるというのは、また時間がありました

ら申し上げますけれども、第1次的时候は基本的には人の移管というのは私は聞いていません。多分、今、岩崎委員がおっしゃったような形で、例えば学校の施設整備で言えば、小学校はコミューン、それから中学校の施設整備は県、高校は州というふうな形になったんですけれども、要するに人は国家公務員で国が丸抱えですので、移管する必要もないというか、移管のしようがないというか、そういうことがあるわけですね。ですから、今回の分権改革で初めてこういう大がかりな人の移管というのが出てきたということだと思います。

それで、先ほど岩崎委員のおっしゃった地方分権の方にシフトしているのかという意味で言えば、実際にその流れはあります。これはどういうことかということ、この国道とか学校関係というのは、言ってみれば現業の職員なんですけれども、エリートの例えば国立行政学院を卒業しているような、そういうエリートが中央省庁に入るだけじゃなくて、地方に直接入るといって、そういう人も出てきています。つまりこれからは地方が活躍の場だというふうに。すべてではありませんし、例えばらせん状に地方とコミューンとか県とか州に国家公務員のエリートが来て、官房の事務総長をやったりしているんですが、彼らは出身の省庁に残らないで、県なり州でその階段を登っていくという、そういう人たちも出てきているということで。基本的にはまだ数は少ないし、フランスは日本以上に国家公務員優位というか、お上意識の強い国というのを改めて感じるんですけれども、まだまだそういう状況なんですけれども、数は少ないけれども、地方に活躍の場を求めるといって、そういう人たちが出てきているということがあります。

江口座長 それでは、石井委員、いかがでしょうか。

石井委員 すみません、さっきの続きになるんですけれども、地方自治体が3つありますね。組織として基礎自治体と県と州、普通は州ということになると、通常は県を幾つか統廃合する形でというふうになるのではないかというふうに思うわけなんですけれども、そういう議論がなかったのかどうか。すなわちこれは数からいっても、州が22で県が96でございまして、平均4つか5つぐらいなんではないでしょうかね。それぐらいの、統括じゃなくて直接県とはおっしゃっていましたが、そういう議論がどうしてなかったのかなというのを教えてください。ちょっと先ほどの岩崎委員の質問の続きなんですけれども。

もう1点、もしわかれば税財政制度、いわゆる地方分権ともなると、どうしても独自の税源が必要だと思うんですが、それはどうなっているのか。あるいは偏在があるとすれば、財政調整、足りないところにどのように垂直調整か、水平調整かという一番議論になるところだと思うんですが、もしそういうところを御存じでございましたら、御教授いただければと思うんですが。

鎌田委員 最初の複雑な制度のところ3層、3・5層のところなんですけれども、これは当然フランスでも内務省を中心に簡素な仕組みにしたいと、そういう流れは意向はかなりあります。ありますけれども、背景としては2つあるんでしょうね。

1つは、コミューンが3万6,000もあって、これが日本のように合併が進まないんです

ね。フランスも法律をつかって強制合併の仕組みを導入した時期があります。ところが、コミューンがこれは国よりも古いという意識が強いんですね。フランスの共和国ができたのは革命後というふうに考えると、コミューンというのは言ってみるとキリスト教の教会の教区とか、そういうのをベースにしてできていますので、だから規模が小さいんですが、非常に愛着が強いんですね。ですから、合併したくないと、自分たちで何とかやれたらやっていく、とにかく合併は嫌だと。実際に合併をしたところがあるんですね。そのときに、日本と同じようにあめもあったんですけども、これはごく一部ですけども、合併した後、一定の期限がたったらもとに戻っちゃったという、合併を解消しちゃったという、そういうようなところもあります。いずれにしても、コミューンが多い、合併をしないというところが制度が複雑な一つの背景ですね。

それに対して、合併はとにかく国としても進められないと、その代わりとして導入したのが共同体、広域行政組織だと。ここは国は広域行政組織に入ったら1人当たりの交付金を上乗せしますよと。それから、税も独自に課税できて運営できますよという形をしていますので、今まで小さなコミューンに対するサービスの行き届かないところは県が主にカバーをすると、そのあたりは日本と同じだと思いますけれども、だったんですが、今は県ではなくて広域行政組織が独自にそういう行政サービスを担うという状況が出て来ています。学者によっては、つまりもう少したてば日本の合併と同じような効果が行政組織の中に生まれてくるんじゃないのかと分析する人もいます。

これは去年の6月に南フランスの方のコミューン取材して、村長に会ったんですが、彼もだんだん税金の徴収が今コミューンから共同体に移っているんですね。共同体が一括徴収して、必要なお金を割り戻すということがあって、だんだんお金も使いにくくなってきたということをおっしゃっていました。そういうことでこれからは共同体が一つの自治体というレベルとして機能する。これは内務省の担当者もそういうことを言っていました。ついでに言えば、将来性がある自治体というのは州と共同体であると、そういうことをおっしゃっていました。

州と県のところなんですけれども、これは先ほど権限争いということを申し上げましたが、例えばローヌ県は同じように経済公社をつくっています。これはリヨン経済公社でしたっけ、名前をちょっと失念しましたが、東京にも事務所があります。ローヌ県、それからリヨン市とか、商工会議所がつくった公社でして、独自に日本の企業誘致に乗り出しています。

それで、先ほど申し上げたナノテクミッションの日本企業の誘致のときに、これは州が主にやって、そこに日本JETROのリヨン事務所が仲介しているんですが、後で聞いたら、ローヌ・アルプの担当者から「この名簿はローヌ県の方には渡さないでほしい」というふうに言ったということを知りましたので、結構その辺は熾烈なんだなと。ただ、ローヌ県みたいに力のある県はそうですけども、8つの県の中では農業県だったりということもありますので、そういうところは州に頼るという状況ですね。

学者あるいは内務省の内部にも、要するに州と県は、ちょっともう近過ぎるし県は要らないじゃないかと。県はもう役割は終わったという言われ方は、あちこちで聞きます。聞きますが、それで州は実際に組織機構もEUの中では存在感も増してきているわけですけども、ところが、県がなかなかなくなれないというのは、ケランヌ議長もおっしゃっていたんですが、「フランスで県がなくなるというのは、多分フランスで大地震が起きること」というような言い方をしたんですが、フランスは非常に岩盤がしっかりしていて大地震というのはないんですね。ですから、要するに、まず当分は県はなくなれないという、そういうことですね。

今回の第二次の分権改革では、政府が用意した地方自由責任法案の中身では、実は州に主に権限を与えると。例えば地域開発で言うと、州に対して「リーダー的な役割を認める」というような内容があったんですが、上院の法案審議の段階で、ここは独得の兼職制度で県議長出身の議員が結構いるんですけども、県側が猛烈な巻き返しを図ったということで、結局リーダー的な役割というところは「調整役」の形に落ち着いたということですね。実質的には余り変わらないというふうに言っていますけれども、いずれにしても県は、自分たちの存在意義がなくなるということに対する非常な危機感を持っているということですね。ですから、やはりRMIという非常にお金のかかる、手間のかかる仕事を受けたというのは、これは実は受けた途端、翌年からお金が足りなくなって、ほとんどの県が増税と借金をしているんですけども、そういう複雑な権限を県が受ける。これは建前的には社会福祉の権限を一括県が担うという意味はあるんですけども、私が去年聞いたマルセイユ市があるブーシュ・デュ・ローヌ県の議長の特別顧問の人ですけども、国会の法案審議でそういう県が巻き返しをしたのは、やはり県として存在意義を認めさせているというんですか、そういう権限を抱えることによって県はなくなれないという、県は県なりの動きをした結果として、州と県が併存しているという状況があると思います。

すみません、財政制度のところは、先ほどちょっと申し上げました地方財政委員会というのがあるんですね。ここが日本とは決定的に違うところなんですけれども、この地方財政委員会というのは、日本の地方交付税、その交付税を配分する機関です。交付税の総額というのはEUの財政規律の関係で、GDPの一定割合と物価上昇率で総枠はもう大体決まるということで、その中の配分ですけども、これを担っているのが地方財政委員会です。メンバーは43人。地方出身者が4分の3を占めていますね。中央省庁の財務省、それから内務省、観光省とか地方に関係のある省庁の代表もいるんですけども、配分に関しては、いわゆる地方代表だけで決めるという仕組みです。国会議員が上院2人、国民議会2人入っているんですが、4人とも言ってみれば先ほどの兼職で、どこかの地方の役職もやっていますので、言ってみれば地方代表だけで地方交付税、交付金の配分を決めているというふうに言ってもいいかと思います。

フランスも、もちろん日本と同じような財政の偏在はあるわけですね。財政調整というのは、非常に今大きな問題になっているわけで、基本的には財政調整の仕組みを厚くする

方向で制度の改正が少しずつ行われてきています。この間改正した憲法にも、財政調整の規定が入りました。ただ、そういう意味では、日本のように違うのは、地方が自分たちのお金の配分に直接かかわれるということ、財源に関しては先ほども言いましたように、基本的には税で賄うということなんですが。特に今回の憲法改正の規定では、先ほどちょっと言いかけた、税収を含めた固有財源が一定割合を占めなきゃいけないというふうに憲法で規定をされちゃったんですね。法律で、その一定割合の基準をどうするというのが物すごい議論があったんですけども、結局2003年3月31日現在の各地方レベル、ですから県平均、コミューン平均、州平均の税収、大体日本と違ってコミューン、県は税収の割合が大体5割以上を占めているんですけども、つまりそれを下回るような状況が起きてきたら、国は新しい税の措置をしなきゃいけないというようなことになっていますので、非常に国としては綱渡りの状況が、これから厳しい財政の中では続くということになっています。

江口座長 ありがとうございます。

長谷川委員、いかがですか。

長谷川委員 この数字を見ていますと、ちょっとやはり改めてびっくりするんですけども、コミューンが3万6,565、県が96、州が22で、加えて共同体が2,500ですから、この数字だけ見ると、日本は市町村の合併で1,800で48ですから、日本の方がよっぽどすっきりしているなというふうに思うのと。

それから、この「3・5層」というのは、これはやはり説明を聞いてもちょっとややこしいなと。それで、この数字だけ見ると、果たしてフランスはこの地方分権改革の中で、先ほど岩崎委員もおっしゃっていたんですけど、要するに小さな政府に向かおうとしているのか大きな政府に向かおうとしているのか、これはどっちなんだろうかなと。その辺は、つまり「地方も含めた政府」という意味ですけども、大きな公的部門にしようとしているのか、小さな公的部門にしようとしているのか、その辺はどっちなんでしょう。

鎌田委員 最初の日本の方がすっきりしているというのは、それはもう一目瞭然ですよ。もう本当に私なんか、どうしても日本を前提にして話を聞いたり見たりすると、フランスは何でこんなに複雑なのと。ケーキにミルフィーユというのがありますけれども、薄皮が何層にもなっている。よくフランスの地方制度はそれに例えて言う人がいるんですけども、非常に複雑で、こんな複雑な制度で、私なんかも住民は分かっているのかなという気持ちはあります。ただ、すっきりしているというのは、あくまでも日本人的な発想なんですね。やはりフランスの場合は時間をかける、あるいは時間をかけながら回り道をしながらも議論をし、合意したところで一つステップを踏むという、そういう国民性といった方がいいのでしょうか。これは革命をしていますので必ずしもそういう粘り強いだけじゃないのかもしれませんが。いずれにしても、すっきりしているというのは、あくまでもそれは日本人的な見方です。ですから、フランスは、フランス流にやはり時間をかけて合意形成を得ながら制度をつくってきている。その結果が日本人から見れば非常に複雑であ

ると。フランス人も、実はそれは認めていますけれども、それはなかなかすぐには解消はしない、しにくいということですね。

共同体の役割ですけれども、これは先ほどちょっと漠然とした説明をしましたのでわかりにくいかと思えますけれども、実は共同体になったらやらなきゃいけない義務的な権限が法律で決まっています。それから、選択できる権限も列挙してあります。ですから、共同体の規模ですね。基本的には人口別によって、今大きく3つに分けたらいいと思えますけれども、コミューン共同体ですね。小さなコミューンが集まって共同体をつくる場合と、それからそこそこの規模の都市が中心になってつくる共同体、都市圏共同体、都市共同体と言っています。それから、リヨンとかマルセイユのような大都市が中心になってつくる共同体、これは大都市共同体ですけれども、それぞれ人口規模によって、その共同体をつくりなさいと。それから、権限、それから交付金の配分に関しても法律で書いてありますので、それに沿って共同体の運営がされているということなんですけれども、見ようによっては、もうほとんど自治体と変わらないということなんです。これは実はフランス人もフランスも、政府関係者とか学者とか気づいている人は少なくないわけで、その中で一つ問題になってきているのは税の徴収ができる、それから税率の改定もやっちゃうんですね。代表じゃないのに、そこまでやっちゃっていいのかという、そういうところで代表の正当性に対する疑問というのが出てきています。

ということで、実はこの自由責任法的时候には、政府内では共同体の議会の議員を直接選挙で選べるようにしようかというような議論もあったようです。ところが、これはやはり幾ら何でもまだ時期は早いということで、立ち消えになっていきますけれども、いずれ時期を見てそういうのが出てくるだろうと見られています。これがいつなのか。そうすると、もう4層になっちゃうのかというようなことにもなるんですけれども、いずれにしてもすっきりしているというのは、やはりフランスの中においても考えなきゃいけないかなというふうに思います。

それから、小さな政府か大きな政府に向かうのかというところでは、これは基本的にはお金に限りがありますので、国が分権を進める動機の一つが、やはり国が身軽になりたい、身軽にするという動機があることは間違いありません。ということで、財政負担はいわゆる中央政府としての財政負担を軽くしたいという動機が分権改革の中に込められていることは事実です。権限移譲に伴う財源保障を法律でも憲法でもうたっているんですが、例えば国道の整備の場合は国は金がないので、国道維持に余りお金をかけていないわけですね。そうすると、県に移譲された途端に、県が見るともっと整備しなきゃいけないところはあるんです。過去3年間の平均額なんかを財源として移譲されるんですけれども、されたんですが、それではとても足りないということで。例えばブーシュ・デュ・ローヌ県では移譲されたお金ではとてもできないから、緊急に必要なところ以外はやらないと。もっと国からお金が来るまでは、ちょっと我慢するしかないというようなことを言う人もいました。

小さな政府に向かっているのかというところでは、フランスは日本と同じように民間委託とか民営化の流れは、日本以上に進んでいるところもありますね。P F Iなんかにしても、日本のP F Iの導入に当たってもフランスの制度が参考になったところがあるので、民営化がかなり進んでいることも事実です。ただ、小さな政府に向かうのかというところでは、まず住民、国民のサービスをきっちり賄うんだと。それはどこにする賄わなきゃいけないという、そういう合意というのがまだあるというふうに私は印象を受けたんですけれども。ということで、いきなり小さいサービスにカットするというようなことは、フランスでは今のところは起きていません。それは、いわゆる国にとっても権限を移譲するに当たって、県の地方長官はそのサービスがちゃんと行われているかどうかを監督をしているわけですね。サービスはできる限り均等という、そういう意識はまだフランスでは働いています。

もう少し言いますと、そうはいっても、分権化によってサービスの格差が生じるということはやむを得ないんじゃないのかと、私などもいろいろ聞いたりして、実際にそれはそういうことは出てきていることは事実だという人もいました。例えば州の職業訓練のことにしても、それから県のR M Iの関係者でも、確かにそのサービスに格差が出てきているというのは、実はあると。つまり、R M Iで言えば、これは生活保護に相当しますので、全国一律のサービスで、もともと始まっているわけですね。ところが、県に権限が移った途端にサービスにばらつきが出てきてしまっている。でも、財政の状況を考えるといかんともしがたいと。プーシュ・デュ・ローヌ県の福祉の担当者は、そういうことを言っていましたので、この格差がもっと広がれば、それに対する対応というのが出てくるだろうと。ある学者は、「そういうときこそ国の役割なんだ」ということを言っていました。ですから、フランスの場合は、その国の役割というのが限りなく小さくとか、そういう方向ではなくて、あくまでもそれは分担であると。最終的な国民に対するサービスの責任を負うべきは国であると、そういう考え方に関しては変わっていないということだろうと思います。

ですから、小さな政府に向かうかどうかに関しては、大統領が代わりましたが、これからどういうふうになっていくのか、今のところは何とも言えないところですね。

江口座長 ありがとうございます。

今まで鎌田委員のお話に対してのいろいろな御質問ということでもありましたけれども、もちろん鎌田委員に対する御質問でもいいですけども、それ以外に意見とか、この場でちょっと提言をしておきたいとか、こういうことはどうだということでも結構ですので、その幅広くいろいろ御意見をいただければというふうに思いますが、草野委員いかがでございますでしょうか。

草野委員 鎌田委員、ありがとうございます。非常に興味深いプレゼンテーションで勉強になりました。

一番最初に感じたのは、非常にこの州制度、地方分権の改革の目的が明確であったとい

うか、フランスは非常に明確だなど。それを打ち出して、それでそのプロセスを経ていくという過程は参考になるなというふうに思いました。しかも、それを1956年、その段階50年前の段階で掲げているというのは驚きでもあったんですけども、ちょっと関連して質問なんです、段階的にこれだけの経過を経ていく、形を構築していくということは、その段階で描いていたのか、あるいはまず一つずつやってみた結果、方向性を変えてきたのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

鎌田委員 州制度の経緯で言えば、パリへの人口、産業の一極集中抑制、国内の地域の格差是正、これがやはり最大の動機だったことは間違いのないと思いますね。1950年代にパリとそのほかの砂漠とかという、割と有名な本が出たらしいんですけども、パリ以外はまだ砂漠だというようなことを言われて、これはもう何とかしなきゃいけないというのが、言ってみれば国家的な課題になったというところから、州に関して言えば始まっているわけです。

そういう意味では、時間がかかっているなと思いますね。50年以上かけて、ようやくここまで来ている。なおかつ簡素な組織であるというのが、日本人のせっかちなところからはちょっと考えにくくて、そのあたりはちょっと答えにはなっていないかと思いますが。

草野委員 あと、あわせてよろしいですか。

江口座長 どうぞ。

草野委員 あと、州に対する生活している人たちの愛着みたいなものはどうなのかなということの思いながら聞いていたんですけども、例えば日本で考えて、例えば九州を一つのとか、あるいは東北を一つのというような意見が、この懇談会の中でも出てきたんですけども、果たして例えば東北なんか6県あるいは九州なんかは7県、その一体感みたいなものがどのぐらいの規模だと持てて、余りに大き過ぎてしまうと、何か同じような国がもう一つできただけというような間隔になってしまいやしないかということを感じたりしています。

だから、そういう意味で言うと、連帯も国としての連帯感を持ちつつ、非常にファジーな言い方で申しわけないんですけども、そういう経済的なメリットとか、あるいは行政的な効率というアプローチからではない、そこに暮らす人たちの感覚ですよね。そういうものというのはやはり必要なんじゃないかなと思うんです。そういう意味では、フランスではどんな感じなんでしょうか。

鎌田委員 おっしゃるように、フランスでは住民が何か問題を抱えたときに、まず行く相手が市町村長だそうですね、メールに行くと。ですから、そういう意味ではコミューン、特に市町村長は権限は多少なくなったけれども、自分の役割はまだまだというように考えているところがあるというふうに見ていいと思います。

州の愛着のところですけども、これは要するにフランスでも州の認知度というのがまだまだ高くはないんですね。高くはないとはいっても、知られていないわけではもちろん

ないんですけれども、州庁の職員なんかも肌で感じているところはあるようですね。州ができたときに、簡素な組織で出発した。そのそもそも、県が言ってみれば張り合ったというところで、余り強くさせたくない。選挙制度で言うと、県の場合は小選挙区制になっているんですが、州は名簿式です。比例代表制で一括して名簿で多数を争うということで、名簿のトップがその議会で多数会派になった場合には議長になるということで、だれが議長になるというのが、知事になるというのがわかるようになっていまして、いずれにしても、まだまだ認知されていないところはないわけではない。

ただ、アルザ州の新聞社の世論調査では、これは数年前の世論調査ですけれども、県と州に対する信頼度といたらいいんでしょうか、これはほぼ同じぐらいなんです、60%を超えている。ですから、認知度はまだまだ低いのかもしれないけれども、信頼度に関してはそれほど劣っているわけではない。ローヌ・アルプ州が今進めているのが、州の出先機関を配置するということですね。リヨンの町は行かれた方が多いと思いますが、非常に古い、古代ローマからの都市なんですけれども、ローヌ・アルプ州の庁舎は郊外にある、中堅の企業の本社みたいな、そんな建物ですね。ところがローヌ県の庁舎というのは19世紀にできた、いわゆる文化財に指定されているような、どっしりした構えの庁舎であって、歴史の差が歴然としているんですけれども。ローヌ・アルプ州の州の職員の話では、例えば高校関係それから職業教育関係に関しては、州の仕事ということが認知されてきて相談に来る住民が大分増えてきているということは言っていました。

ローヌ・アルプ州は8つの県を抱えているんですが、それぞれに出先の機関を設けると。それで、そこで住民と直接かかわるサービスをしようと、そういうことを展開するということを言っていました。

江口座長 では、林副大臣、よろしくお願いします。

林副大臣 ありがとうございます。

ちょっと今、草野委員の意見に刺激をされまして、私もちょっと同じようなことを考えておりましたので、1956年から延々と、いろいろなことをやると。そのスタートがパリの一極集中是正と、こういうことでもしスタートしたとしますと、そのスタートのときに地方分権という手法ではなくて、例えば遷都をすとか、それ以外の方法でパリの一極集中是正ということそのときに何か考えられなかったのかなというのが一つですね。

それから、50年ぐらいたっているんで、いろいろやってみて実際にフランスの人はやった結果、当初の目的のようにパリの一極集中是正がある程度できた認識していらっしゃるのか、まだまだやはりいろいろやったけれども、やはりパリだわねと、こういうふうな感じなのか、そのあたりの雰囲気をもしおわかりであれば教えていただきたいと思えます。

それから、市町村が大体2,000人だということで、小学校の施設設置ということなので、多分2,000人ぐらいたと小学校1個ぐらいじゃないかなと思うんです。だから、大体我々のイメージだと小学校の校区みたいなイメージで、今、自民党でもコミュニティー何

とか法案というのをまた検討されるようですけれども、まさにフランス人らしいのかなと思うのは、いい意味でわがままですね。国が決めたからって合併なんかはしないんだと。やはり自分の身の回りの昔からあるところは大事にするんだというようなことで、これが残っているのかなという気もするんですが、そこに2,000人ぐらいの規模で議院内閣制の行政と立法機関があるということについて、コスト意識とかスケールメリットというような議論は、やはり結局、伝統に根差したコミュニティ意識の前ではいかんともしがたいということであるのか、そのあたりちょっと非常に興味深かったので、お願いします。

鎌田委員 分権の手法での一環なのかどうかは別にして、遷都の考え方があったのかどうかについては、申しわけありませんが、私もそこはちょっと調べておりませんので、断定的なことは申し上げられませんが、少なくとも資料を読んでいる限りはそういう話は聞かないですね。

2つ目の、では今どういうふうな感情を持っているのかというところですが、これはフランス 何度も何度も申し上げて恐縮ですが、フランスに行かれています方は多いと思いますけれども、最近はいろいろな都市が物すごくそれぞれ特徴を出して活発になっているんですね。例えば「ナント」という都市がありますけれども、これは昔は「ナントの勅令」があったところで、ロワール川の河口にある都市ですが。フランスの今住みたい都市、魅力のある都市のナンバーワンがナント市なんですね。ナント市というのは、昔は河口に近いというところで造船だとか、そういう重厚長大の産業で立地していたんですが、それがもうほとんど壊滅的な状態になっちゃったという都市です。それを建て直しをしたのが文化です。工場跡地、建物などをそのまま、さまざまな施設に転用すると、テーマパークみたいに。

あるいは、この間の5月の連休に、東京の有楽町でフォル・ジュルネというクラシックの大イベント、格安の料金でクラシックが聞けるイベントがあったんですが、これが発祥の地は、実はナントなんですね。ナント市でそういうクラシックの格安料金で聞けるイベントをやったら、それが大変な話題になって全国から、海外からも、それも一流の音楽家が参加するようになって話題になっているわけです。いずれにしてもそういう魅力のある都市がどんどん誕生しているというところがありますね。これは多分にフランス政府の国策的なところもあると思うんです。例えばツールズでしたら、あそこに航空機エアバスの本社、工場があるわけですね。そういうのをやはりEUとの駆け引きの中で、パリから離れたところに持っていくというような、そういう政策的な配置もしています。やはりコミュニティあるいは都市に対する愛着、実際にそこに行くのにぎわい、活気があるという、そういう都市がふえていることは事実ですね、それはよく聞きます。ナントはそういう文化的なイベント、文化事業で活気を取り戻して。今EUレベルでそういう文化都市の連合をつくらうとして、日本にもその働きかけがあるということを知っています。それぞれ特徴を出しながら、あるいは必要な再開発をしながら活性化に努めると。

リヨンでは、あそこはルノーのかなり大きな工場があったわけですね。そのルノーの工

場が移転をしちゃって、建物だけがずらっと残っているんですね。放置された状態になっていて、一時は若者のたまり場になっていて非常に雰囲気もよくなかったんですが、リヨンには国立オペラ、オペラハウスありますけれども、そのオペラハウスの関係者が、そこで若者の中で新しいダンスに関心のある若者を、言ってみればオペラハウスで練習できるようにしたというような形。あるいはその工場を必要なグループには無料で貸し出すというようなことで、さまざまな芸術家がルノーの元工場の中で活動するようになっているというところはあります。

ですから、これは知恵と、それからある意味では戦略と両方合わさって、隣の芝生がよく見えるというようなところもないわけではないと思いますけれども、少なくとも都市に関しては非常に活気が出てきていると。例えばミシュランの三つ星のレストランなんかでも御存じだと思いますけれども、フランスじゅうに散らばっているわけですね。田舎にいったって、わざわざそこに行かないと食べられないと。ちょっと余談ですけども、日本の場合、一流のシェフはほとんどは東京で、わずかに大阪にいるというようなことを以前聞いたことがありますけれども。フランスではそういうふうな意味で言えば分散しているということが言えるかと思います。

それから、最後の小さな2,000人以下のところ、確かに一部事務組合で学校を運営しているところも少なくないというふうに思います。ただ、リヨンの郊外にある小さな1,000人ぐらいのコミューンを取材したことがあるんですが、こういうところは日本と違って、フルセットのサービスをしているんじゃないんですね。村長はフルタイムですけども、助役2人は要するにパートタイマーなんです。1人はデザイナーで、1人はピザ屋さんというようなことで、時間があれば役場に来てサービスをするというような。ですから日本のような役場の機構組織ではないというのが前提です。1日、ですからフルタイムとパートを入れて、役場の職員は6人、人口1,000人ぐらいのところですね。非常に簡素です。そういうところでは、NPOが非常に多いんですね。例えば学校給食の料金の徴収とか、そういうのもNPOがやっています。それから、町の夏の祭典、イベントとか、福祉関係のそういうサービスも、いろいろなこの人口1,000人ちょっとのコミューンで、NPOが20幾つサービスにかかわっている。そこで知り合った人たちがグループをつくって議会選挙に名乗りを上げて多数会派を占めているというような状況で、そういう意味では、役場があつてサービスというのではなくて、住民が積極的にサービスを供給する役割も担っていると。言ってみれば自治を住民が文字どおりつくっていると、そういう状況があると。だから、コミューンが存在できるということなんだと思います。

江口座長 宮島委員、いかがですか。感想というか、あるいはまた御自分の意見で、鎌田委員のお話にとらわれなくても結構です。

宮島委員 職員が6人と伺って、なかなかイメージするのが難しいなと。一つの学校のPTAとかそういうのと同じぐらいだと思いますけれども、そこがものすごい信頼されているということになると、地方が頑張る一番ベースのところの信頼感をフランスは持って

いるということなのかなというふうに感じました。

私は社会部の記者ですので、今、社会保険庁の問題というのが一番ホットな問題で、公務員の方々への信頼ということをどう考えるかというところに向き合っているんですけども、国家公務員であろうと地方公務員であろうと、道州制を進める上では、今、目の前にしている公務員が、自分たちにとって非常に信頼に足る存在であるというふうに国民が感じるということは非常に大事なことだと思うんです。そういう意味では、今回は国家公務員である社会保険庁の問題だったんですけども、今後道州制を進めるに当たって、身近な自治体である市町村の力を強めるなら強めるほど、市町村の側も意識を高め、議会もしっかりし、まさに住民が自分たちが託すのはこの人たちなんだと、目の前にいるこの人たちなんだということを強く思えることが道州制や真の地方分権の第一歩だと思いました。

フランスは、国民にとってダブリ感はないのかなとか、それぞれ案件によって違うところに行くということに関してどう感じているのかなとか、いろいろ疑問はあるんですけども、少なくともそれをやっている最も小さい自治体の長に対しては、恐らく信頼感が高いであろうというふうに今のお話を聞いていまして、今後の道州制の議論にも参考になりました。

江口座長 ありがとうございます。

大久保委員、いかがですか。

大久保委員 本当に、ちょっとなかなか入っていけなかったんですけども、この2ページ目にございます「国・州計画契約」というのは、これはほとんどの州がそれぞれやはり結んでおられるのか。それから、ローリングしながら持っていつているのか。これの役割といいますか、これの果たしている結果としての効果みたいなものはどんな感じなのか。

江口座長 すみません、できるだけ簡単に、ちょっと時間が迫ってまいりましたので。

鎌田委員 すみません。これは日本にはない仕組みですよ。日本が州がないということもあるんですけども、もともと国土の総合計画は州の由来からいって、国がやっていたわけですね。その名残とっていいのかもしれないですね。中間段階で州に権限が移り、実働も州が担うというようなところで。そうはいつても、今までの国のかかわりもあるということもあって、こういう計画契約の仕組みができたというふうに聞いています。5年計画で始まったんですが、5年ごとにずっと続いているんですね。先ほども言いましたけれども、2007年、今年からは「プロジェクト契約」ということです。これは各州がそれぞれ国と個別に結ぶという仕組みでは変わっていません。ただ、お金の問題で国は出さなくなっているんで、国が出さないんだったら州も出さないというような、そういう話は聞きました。いずれにしても、国と州が計画を一つの計画で地域開発にかかわっていく、そういう手法としてあると思います。

江口座長 太田委員、いかがですか。

太田委員 フランスの話ではなくて、韓国の済州島ですが、昨年から済州特別自治道として一国二制度的な地方分権モデルとしての自治道がスタートしています。済州島は面積で言うと香川県と同じくらいで、人口が56万人、産業としては柑橘収穫量が大多数を占める第一次産業と観光産業、観光客が年間500万人の島です。済州特別自治道も、防衛・外交・司法等、国家中枢に係る権限は国が権限を有しています。韓国では地方分権の先行モデルとして、この済州特別自治道をやっております。この島は自主財源が3割しかないんですね。あとの7割が依存財源になっていて、国税を移譲しても45%にしかならない。残りは政府から補填されることになりませんが、これは国家予算の法定率支援として、補助金は包括的に一括してダイレクトにもらうようになっている。個々の事業単位ではないということですね。又、観光客が出入りしやすいように制度として10カ国にノービザ制度を適用、今後も増やす方向で検討しているということです。これは例えば沖縄で言えば、内閣府から事業単位ではなく一括して補助金として交付するということになるんですね。済州特別自治道では、こういうことを実験的にやっているんですね。このことを考えると、沖縄県も自主財源が3割弱で、人口が130万ちょっとですけども、近くにいい事例があるので、1国2制度に近い形で、モデルとしてできないか、というのが1点です。

それから、もう1点は、先ほどフランスのコミューンの話をしておりましたので、ちょっとだけお話ししますと、先週ですけども、前回もお話ししました、日本の最南端の島、与那国町が台湾の花蓮市に事務所を置くと、こういうことになっておりまして、この与那国町というのが人口が1,700名ぐらいなんですね。ちょうど、コムニオンが平均2,000人未満といっていますから、大体そういう人口かなと、こういうことを考えておりまして、与那国町というのは名前のとおり与那(国)となっておりまして、非常に独立心が強くて、なかなか市町村合併もしないと、こういう自立心のつよい島ですけども、与那国町としては「疲弊する国境の島」から「自立できる島」へ転換を狙い、国に「国境交流特区」を2005年に申請したんですけども、これは却下されているんですね。昨年も国境交流特区ということで申請したんですけども、再度却下されているんです。台湾とは国交がないから、そういうことになっているのかなと思いますけれども、とにかく沖縄の本島も入れて40の島々がそれぞれ活性化していかないといけないと、日本の領土は守れないと、そういうふう感じております。

江口座長 ありがとうございます。

それでは、村上委員、いかがでしょうか。

村上委員 実は関西経済連合会で5年ほど前に道州制、特に「関西州」と呼んで、関西だけでも関西の地区を魅力ある地域にするためには、そういうものが必要だということを議論いたしまして、そのときに考えたのが道州制というのは、実は「3層」なんですね。つまり府県を残すという、その上に道州をつくるという考え方なんです。

これは主に2つ理由がありまして、結局、地方分権というのは、やはり国から道州、県から基礎自治体ということで、上から下に権限を移譲していくというのが趣旨でござい

ますので、基礎自治体に府県から権限を移した残りは、結局2層の場合は道州に持ち上げていくということになりますね。そうすると、住民から見ると非常に遠いところに移ってしまうというところがどうしても出てくると。国から来たものだけで道州ができるわけではなくて、結局、府県のやつも集めていくという部分を持っていますので、この限りでは地方分権に反するというところが一つございます。

それから、もう一つは、先ほど草野さんがおっしゃったんですけれども、やはり特に関西は非常に個性のある地区がまとまってあって、それが一つの州になってしまったら、それぞれの個性が滅殺されていくのではないかと。少なくとも過渡期には、そういう府県というのは皆さん県民も愛着を持っている部分があって、そこを残した形で、しかし肝心なのはそれで、非常に屋上屋を重ねるということになってはいけないので、これはフランスでも考えています補完性の原則で、役割分担でいこうというところをベースにして実は考えたことがございます。

しかし、当時はまだ今のように道州制の議論が全く、日本国のこういった沸き上がり議論がなっていなかった時期ですので、今議論すればどういうことになるかというのはまたわかりませんけれども、当時はそういうことを議論いたしておりました。

ちょっとその点だけ、参考までに。

江口座長 ありがとうございます。

山下委員、いかがですか。

山下委員 今日のお話、感想だけ申し上げますが、大変参考になりました。これまで私は地方分権というと、ドイツの連邦制が一番参考になるのかなというイメージでおりましたので、余りフランスのことを知らなかったんですが、フランスの話聞いて、むしろ具体的な取り組み方という意味では、日本にとって、いわば中央集権の国でもありますし、具体的な参考にはなるのかなという印象を持ちました。50年も前に計画区域というところからスタートをして、一見、3・5層というのは、屋上屋を重ねるような感じがありますけれども、ある意味では、プラスアルファというところから入りやすい形に入って、実態は州をだんだんと充実していった県の関係を少し希薄化するという、そういう行き方は我が国にとっても参考になるんじゃないかなという気がします。

一つ気になったのは、愛着心という話がありましたけれども、地域に対する愛着心がそういう人工的な州という区割りですべて果たして出てくるのかという話が今日出ていたと思うんですけれども、そういう意味では、歴史というのは日本の場合には非常に大切に、歴史のあるコミューンというのは、フランスの場合には非常に細分化されているということですが、日本で道州の場合、どういう歴史的なまとまりのある道州をつくっていくか、これがこれからのポイントかなという気がいたしました。

以上、感想だけです。

江口座長 そうですね。ありがとうございます。

道州制ということで進めていくのであれば、区割りというか、それはまだまだ先の話に

しても、歴史とか文化とか伝統とか風習とか、そういうようなことを勘案しながら道州制というものを考えていく必要があって、ただ単に事務的に、機械的に線引きするというのは、ちょっと粗っぽいやり方ではないかなと。その辺のこともやはり細かく配慮しながらやっていかなければならないなというふうには思っておりますけれども、大変ありがとうございました。

山東委員、いかがでございますか。

山東委員 二、三、ちょっと簡単にお伺いします。

イル・ド・フランス州ですけれども、これはほかの21州と同じような性格のものなんでしょうか。それとも違った別のものでしょうか。特にパリとの関係があると思えますけれども、それを一つ教えてください。

それから、ダタル(DATAR)がございましたね。あのダタルは、私も昔のころしか知らないで、それはどういうことになったんでしょうかということちょっと教えてほしいということですね。

それから、もう一つは、本当に状況が違うので、社会的な背景が違うのでよく分からないのですけれども、先ほど質問にありました国、州の計画契約について、これはお聞きしますと、私は積極的なものかと思って聞いていたんですが、むしろそうではない評価で、これは残しておくのはやむを得ないというような、そういうような感じのものとして受け取ってよろしいんでしょうか。

以上です。

江口座長 では、鎌田委員、よろしくお願ひします。

鎌田委員 イル・ド・フランス州は、基本的には州はほかの州と変わりません。

パリの関係ですけれども、これはむしろパリは、県との関係で特徴があるということですね。パリは御存じのように、パリ市長がいるわけですからコミューンなんですけれども、実は県と同じ扱いを受けています。ですから、県並みの扱いを受けていますので、パリ市に関して言えばコミューンであって県であるということになります。ですから、イル・ド・フランス州に関しては、特に変わりません。

ダタル(国土整備地方開発庁)は、今、地方整備競争調整庁というんですか、組織替えをして開発計画にかかわっています。国、州との関係、計画契約ですけれども、私はそういう意味ではちょっと否定的な形で申し上げたのかもしれませんが、やはり州規模の経済開発あるいは国土計画をやる場合に、州単独でやるのも一つのやり方ですが、国がかかわるといふ、フランスの場合は、国も一定の責任を持つという、そういう位置づけでこの計画制度があるということだと思います。

ただ、例えばローヌ・アルプ州の場合だと、この計画をつくるに当たって、今回は国を除外する形で、自分たちで計画をつくったということをおぼえていたんですけれども。そういう意味では、時間が立てば、分権の流れの中で、だんだん州の独自性が計画あるいは経済開発計画の中に出てくるのかなと、そういうふうには思います。

山東委員 ちょっと追加してよろしいですか。

江口座長 どうぞ。

山東委員 それで、国と州との関係ということから、さらにお聞きしたいんですけども、例の南の方にラングドック・ルションというのがございますね。あそこは昔、随分広大な、地中海に面した海岸線200キロばかりの、湿地帯でしたね。蚊が非常に群生する、そういうところをバカンスのために開発をしたところだったと思いますけれども、あれは非常に統一のとれた壮大な計画だったと思うんです。ああいう類の計画を、もし国と州というようなことで置きかえると、それは今の国と州の計画契約になじむような類のものでしょうか。ああいう類の大きなものというのは、どういうことになるのでしょうか。

鎌田委員 すみません、そのあたりは私もちょっと勉強不足なので分かりかねるんですけども。ただあそこは、今では世界遺産にも確か指定される湿地帯ですよ。フラミンゴの自然生息の北限ということで、物すごく雄大な風景ですので、観光客にも人気があるということなんですが、このラングドック・ルション州は、今フランスの重心が、北にも確かにトヨタが進出していたりするんですけども、今、ローヌ・アルプ州、それからPACA州と言われている、プロバンス・アルプ・コート・ダジュール州、マルセイユがあるところですね。それから、ラングドック・ルションという、このあたりが、言ってみれば黄金の地帯というか高度成長の地帯になっていて、企業進出が、日本の企業もかなり最近、この3州に入っているということで、重心が移るといふふうに断定することはできないかもしれませんが、右肩上がりの活発な地域になっているということです。

山東委員 ありがとうございます。

江口座長 それでは、最後の御質問をいただきたいと思いますが、金子委員、よろしく願います。御意見でも結構です。

金子委員 これから日本で、道州制をやろうというときに、イメージとしては例えばドイツの各州などがすぐ浮かんできますが、実際に今後、どこからとっかかって、どういうふうに形成していくかというふうに考えたときには、やはりフランスのプロセス、現状というものが一つの非常に大きな参考になるんじゃないかと思います。

お話いただいたのは、既にフランスが州制を初めて後、いろいろな関係者の努力で、ある程度の形ができていく段階のお話だと思うんですけども、我々が参考にしたいのは、むしろ一番当初とその前の姿です。例えば日本だって開発のための全国総合開発計画とか今の広域地方計画区域みたいなものが国土交通省にあるわけですね。そういうのがもとになって、フランスの州が最初につくられたというふうに聞くんですが、そのときに権限や財源の関係は、どうされたのか。現状じゃなくて一番当初、制度をつくるときに、まず、どんなふうな始まり方をしたのか。そのときに、州を形成する4つか5つの県が、どういう反応をしたのか。この辺もし御存じでしたら教えていただきたいと思います。

鎌田委員 フランスは、その当時は分権というよりは岩崎委員が先ほどおっしゃったような形で、分散、国の権限の地方分散が行われたわけですね。ですから、この州に関して

もそういう視点で見ただけであればいいのかなと思います。あくまでも国策で行われたと思います。つまり、この時点では分権の視点というのはなかったということですね。

ですから、ではその権限、財源はどうだったんだといえ、言ってみれば文字どおり国の計画でつくられたんだというふうに、そのための役所があると、先ほど山東さんが言われた……

金子委員 一番当初から、それでは議会を置いて選挙をするということじゃなくて、まず国の機関で始まったということでしょうか。

鎌田委員 国の機関というよりも、実態は国が絵を描いた、そこから始まっているということですね。ですから、実態もあるようでないところから始まったというふうに理解していいと思います。

江口座長 岩崎先生、一言いいですか、今の金子先生の意見に対して、コメント。

岩崎委員 つまり、だれが最初にそういうのを作ったのかということですか。違う観点かもしれませんが、フランスのレジオンのスタートを見ておきますと、リージョナリゼーション、例えばヨーロッパではリージョナリズム・地域主義というのが強いのですが、そうではなくてリージョナリゼーション、淡々と区分けする、国が計画単位として置いたということです。しかしなかには地域主義の強いところ、例えばブルターニュなどですが、そういうところがある。リージョナリゼーションで淡々と区切って、県よりも大きな地域で計画単位をつくったけれども、そのなかには昔の公国に相当するものがあり、自治化を進めるとフランスの国家統合への挑戦となりかねないので、ゆっくりゆっくり、国が管理をしながら必要な機能だけで進めていく、それがEUの統合が進んでいく中で……

金子委員 EUのつくり方と同じですね。

岩崎委員 そうですね。EUで……

金子委員 そうしますと、いつから議会ができたんですか。

岩崎委員 82年です。

金子委員 それはどういう経路でつくったんですか。

岩崎委員 それはミッテラン改革です。ミッテランの分権改革で、もともと既にレジオンとしてあったものを自治体化する、だから議会の選挙を……

金子委員 整理すると、まず国がそういったブロックをつくって、当然ながら国の機関がそれを統治する格好になって、それをある程度一定の期間を置いてから、そこに議会をつける。議会の議長を長にするというふうに切りかえるわけですね。切りかえるときも、国の法律でやったわけですね。

岩崎委員 そうです。

江口座長 どうも、いろいろ御意見を、終わりそうもないんですけども、以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会の第6回目ですけれども、終了をさせていただきたいと思います。

次回の会議につきましては、河内山委員より御説明をいただくということになっております。開催日程につきましては、6月14日木曜日を予定しておりますけれども、詳細につきましては、いつものとおり事務方である内閣官房副長官補室より、追って連絡をさせていただきます。

最後に、また繰り返しますけれども、鎌田委員、今日はどうも本当にありがとうございました。それから、南山委員、ありがとうございました。北海道の意見交流会とかシンポジウム、成功裏に終えていただいて、本当にありがとうございました。今後ともまたよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 7時05分閉会